

東大阪市中学生の塾代助成事業 参画事業者募集要項案(概要)

東大阪市生活支援部生活福祉室生活支援課

1 参画事業者募集要項案(概要)の位置づけ

本資料は、本プロポーザルの実施時点における参画事業者募集の基本的な考え方及び要件の概要を示すものである。

参画事業者の登録要件、提出書類、審査方法、電子クーポンの取扱い方法等の詳細については、契約締結後、受託者との協議を踏まえ、別途定めるものとする。

なお、本要項案(概要)に記載されている本市塾代助成事業に係る用語は、東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託仕様書の定義と同一とする。

2 事業の趣旨

東大阪市では、家庭の経済的事情により子どもの将来が制約されないよう、多様な学びと経験の機会を確保するため、学習塾や文化・スポーツ教室で利用できる電子クーポンを交付し、費用の一部を助成する「東大阪市中学生の塾代助成事業」を実施する。

3 事業の概要

学習、文化・スポーツに関する指導・教育を行う参画事業者が提供するサービスにかかる費用の一部を電子クーポンにて助成する。

(1) 事業の対象となるサービス

本事業の対象となるサービスは、学校教育活動外において提供されるものとし、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 中学校学習指導要領(平成 29 年文部科学省告示第 64 号)に即した内容で、集団又は個別に、補習、進学指導等の学習支援に係る指導を行うもの。
- ② 文化活動又はスポーツ活動に関する訓練、練習、稽古その他の指導であって、中学校学習指導要領(平成 29 年文部科学省告示第 64 号)において取り扱われている種目又は分野に関するもの 又はこれに準じるものとして市が認めるもの。

(2) 電子クーポン利用時の注意事項

- ① 電子クーポンの利用に際し参画事業者から釣銭を受け取ることはできない。
- ② 電子クーポンは、現金又は金券等との引換えはできない。
- ③ 電子クーポンは交付された本人しか利用できない。

4 参画事業者の登録要件

本事業に参画できる事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 基本要件

- ① 中学生を対象に含むサービスを、有償で継続的に提供している民間の事業者等(法人、任意

団体、個人事業主等を含む)であること。

- ② 提供するサービスの内容及び料金が明示されていること。
- ③ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けていること。

(2) サービスの提供形態

次のいずれかの形態によりサービスを提供していること。

- (ア)教室型:特定の教室等に生徒を集め、集団又は個別に指導を行うもの。
- (イ)訪問型:登録又は雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅等に訪問して指導を行うもの(個人で開業し生徒と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まないこととする)。
- (ウ)通信型:特定の教室等に生徒を集めずに、インターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行うもの(教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まないこととする)。

(3) サービスの提供場所

- ① 4(2)(ア)教室型及び(イ)訪問型の事業者においては、原則として、市もしくは市に隣接している市区域内(大阪市、八尾市、大東市、生駒市)に教室又は事業所を有していること。
- ② 4(2)(ウ)通信型においては、日本国内に事業所を有していること。
- ③ 当該サービスを利用する子どもの安全・安心及び健全な育成に相応しい環境を確保していること。

(4) 法令遵守等

- ① 関係法令等を遵守すること。
- ② 個人情報保護を確保する体制を整備していること。
- ③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと。
- ④ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- ⑤ 公序良俗に反する活動をしていないこと。

5 参画事業者の登録申請及び審査の概要

本事業に係る電子クーポンを取り扱うには、参画事業者登録申請手続きが必要となる。

(1) 登録申請

参画事業者としての登録を希望する事業者は、フォーム等の所定の方法により申請を行うこと。申請にあたっては、サービス内容、事業実態等を確認するための資料の提出を求める。

(2) 審査

申請内容及び提出書類をもとに、登録要件の該当有無等について審査を行う。審査にあたり、書類確認に加えて、必要に応じて問い合わせ又は現地確認等を実施する場合がある。

(3) 審査結果通知

審査結果は、申請事業者に対して通知することとする。登録が認められた場合は、参画事業者として登録され、本事業における電子クーポンの取扱いが可能となる。

6 参画事業者における電子クーポンの取り扱いについて(概要)

参画事業者として登録された事業者は、サービス提供の対価の全部又は一部について、本事業の助成利用者より電子クーポンによる支払いを受けることが可能となる。電子クーポンの利用実績に応じた金額については、所定の手続きにより市から支払いが行われる。

電子クーポンの具体的な利用方法、管理方法及び精算方法については、別途定めるものとする。

7 参画事業者に求められる遵守事項

参画事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 電子クーポンの利用希望があった場合、参画事業者で一定の条件を定めている場合を除き、電子クーポンを利用した費用の支払いを認めること。
- ② 電子クーポンを利用してサービスを受ける子どもに対して、電子クーポンを利用しない子どもと同等のサービス内容及び料金で提供すること。
- ③ 電子クーポンの不正利用を防止するための適切な対応を行うこと。
- ④ 本事業の適正な運営のため、市又は受託者が行う確認や調査等に協力すること。